

コロナ禍で停滞していた海外ビジネスの本格的な再開が見込まれることから、県内中小企業等の反転攻勢に向けた海外販路拡大等の取組を支援します。

【募集期間】 令和4年8月16日(火)～令和4年9月9日(金)
提出方法は郵送のみ【9月9日消印有効】

【補助内容】

《補助対象者》

主たる事務所又は事業所が三重県内にある中小企業・小規模企業等

※ 海外ビジネス展開支援補助金第1回及び第2回採択者、及びみなし大企業は除きます。

※ 交付申請回数は、1事業者(代表者が同一の場合も含む)1回まで。

補助率	補助対象経費の2/3
補助限度額	100万円(上限)
補助対象期間	交付決定日から令和5年1月31日(火)まで ※ 対象期間内に支払を含め事業を完了することが必要です

【補助対象となる経費】

補助対象経費は、支援対象となる事業に必要な次の経費です。

◇展示会・商談会参加費 ◇広報費(多言語) ◇委託費(市場調査費等)
◇借損料 ◇原材料費 ◇外注費 ◇翻訳通訳費 ◇輸送費

※ 旅費は補助対象外。その他補助対象経費の詳細は、募集案内及び交付要領を参照してください。

《支援対象となる事業、補助対象経費の例》

- (1)海外販路を拡大するための展示会・商談会(オンライン含む)への出展・参加費及び付随する通訳・翻訳費、PR用多言語動画作成の広報費など
- (2)海外向け新商品や包装パッケージの試作にともなうデザイン等を外部へ委託する外注費など

【応募に必要な書類】

- 交付申請書(第1号様式)
- 事業計画書(第1号様式の2)
- 支出計画書(第1号様式の3)
- 役員等に関する事項(第1号様式の4)
- 法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し
個人の場合は、住民票の写し
(交付申請日から6ヶ月前以内に発行のもの)

交付申請書の様式等は、三重県産業支援センターのホームページからダウンロードしてください

URL:<https://www.miesc.or.jp/support/contents/616/>

【事業の採択基準】

提出いただいた書類をもとに、以下の審査項目に基づき、審査を行います。

企画性	海外ビジネス展開を図るために適切な目的であって、効果の見込める取組であるか
実現性	事業計画は具体的で、実現可能性が高いものとなっているか
合理性	事業費用の経費区分及び積算は、実施に必要なかつ適切となっているか

- ※ 海外販路拡大に資する取組を重視して審査を行います。
- ※ 申請書類の作成にあたり、<記載例>を参考にしてください。
<記載例>は、上記URLからダウンロードできます。

【注意事項】

- ※ 他の補助金の交付を受けている事業と同一の内容は認められません。
- ※ 補助事業に係る契約(発注)は、交付決定日以降に限ります。
(交付決定日は、9月下旬から10月初旬を予定)
- ※ 不正または虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。

【提出先及び問合せ先】

公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課 (和田)
(〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階)
電話:059-253-4355 FAX:059-228-3800

【提出方法】 **郵送のみ(締切日:令和4年9月9日(金)消印有効)**

- ※ 提出前に、応募に必要な書類が揃っているか確認してください。